

請 願 文 書 表 (平成29年3月22日定例会提出)

請願第25号

幼保再編計画における右京保育園の民営化計画の凍結を求める請願書 (厚生消防委員会付託)

平成29年3月15日受理

請 願 者 奈良市右京三丁目4番地の6
 笹 井 由 子 外2名
紹介議員 山 口 裕 司 三 浦 教 次

(請願内容)

奈良市幼保再編計画における右京保育園の民営化について、直ちに当計画を凍結し、右京保育園を今までどおり公立保育園として存続することを要望します。

(理由)

児童福祉法第24条第1項には、「自治体の保育実施義務責任」の規定が明記されています。公立保育園の民営化は、市の公的責任が後退化することを意味し、いわば行政の「責任放棄」です。民営化は、「保育の市場化」を促進させるものであり、子供の格差拡大を助長するものです。「全ての子供に対する平等な保育」が担保されなくなります。

現在の右京保育園の半数の先生が非正規職員です。公立保育園が民営化されることで、さらに人件費圧縮から正規のベテラン保育士は減り、非正規や賃金の低い経験の浅い若い保育士がふえることが容易に予想されます。正規保育士の過重労働や入れかわりが激しくなることによる申し送りの不備が生じ、結果的に子供たちへ悪影響が及び、「保育の質」の低下を招くことが危惧されます。

「民間活力を利用した保育サービスアップ」ということと「(本質的な意味での)保育の質」が低下することは諸刃の剣です。奈良市は保護者の多様な労働環境に応じた保育の実践として、夜間保育、休日保育、長時間保育等が可能になることを掲げていますが、それは本来であれば必要に応じて公的保育において実施されるべきもので、民間移管しなければならないのは筋が違います。公立保育園の民営化は、安上がりな保育を助長するに過ぎません。

右京地域全体の保育・子育て支援は市町村の責任です。民間移管ではなく、公立保育園としての右京保育園の存続・拡充を強く要望します。

上記請願いたします。